

新会社法の下での 会計監査人の処分と欠格

制度調査部
横山 淳

【要約】

2006年5月10日、金融庁は、大手監査法人に対して、業務停止処分を出したと報じられている。新会社法の下では、業務停止処分を受けた監査法人が、会計監査人としての欠格事由に該当するかどうかは、必ずしも明確には示されていない。

最終的には処分の内容にもよるが、発行会社としては、新たな会計監査人の選任、それが難しい場合は一時会計監査人（仮会計監査人）の選任が必要となることも考えられる。

はじめに

2006年5月10日、金融庁が大手監査法人に対して、業務停止処分を出したと報じられている。

それに伴って、制度調査部にも各方面から、監査法人が業務停止処分を受けた場合、その監査法人を会計監査人とする企業は、新会社法の下ではどうなるのか、という質問を多数受けている。

残念ながら、新会社法の下では、会計監査人が業務停止処分を受けた場合の取扱いは、法律上、明確な形では示されていない。つまり、最終的には裁判所・当局の判断を待たなければならない問題であると言える。

そこで、本稿では、立法担当者の解説などを基に、この問題についての考え方を整理したい。なお、本稿中の意見に関わる部分は、筆者の私見であることを予めお断りしておく。

処分を受けた会計監査人は「欠格」とされるのか？

～ 新会社法と旧商法特例法の比較～

会計監査人の欠格事由、即ち、株式会社の会計監査人となることが許されないのはどのような者か、ということは、法律に列挙されている。

ところが、その内容が、新会社法（337条3項）と旧商法特例法（4条）とで異なっている。両者を比較すると次のようになる。

会計監査人の欠格事由

新会社法	旧商法特例法
子会社、その取締役・会計参与・監査役・執行役から公認会計士・監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者・その配偶者	子会社、連結子会社、それらの取締役・執行役・監査役から公認会計士・監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者・その配偶者
監査法人でその社員の半数以上が に掲げるものであるもの	同左
公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができないもの	公認会計士法 24 条、34 条の 11 () により、計算書類等の監査をすることができないもの
	業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過していないもの
	監査法人で、その社員のうちに に掲げるものがあるもの

() 対象企業等と利益相反関係にある公認会計士・監査法人の業務の制限を定めた規定である。

上記の比較表のうち、網掛け部分が、監査法人の業務停止処分との関係で問題となる箇所である。

旧商法特例法では、本体が業務停止処分を受けた場合や、属する社員¹が業務停止処分を受けた場合を、明文で欠格事由として挙げている。

それに対して、新会社法では包括的に「公認会計士法の規定により...中略...監査することができないもの」と定めるのみで、業務停止処分の取扱いについて明確な規定を設けていない。

そのため、次のような解釈上の疑問が生じることとなる。

(疑問点 1) 新会社法の下では、そもそも業務停止処分を受けた監査法人は、欠格事由に該当するのか？

後述するように、立法担当者によれば、改正の主眼は、旧商法特例法の下で「業務の一部のみを停止する処分がなされたときであっても...中略...すべての会社との関係で会計監査人の欠格事由に該当することとなってしまふ」²という不合理を改めることにあると説明されている。

それ以外の点については、旧商法特例法の「実質を基本的に維持する」。即ち、「公認会計士法の規定による処分により当該会社の計算書類について監査をすることができないものを会計監査人の欠格者とする」という考えを示している³。

立法担当者の説明にある「計算書類について監査をすることができない」という趣旨が必ずし

¹ ここでいう監査法人の社員とは、監査法人の出資者兼業務執行権者のことである(公認会計士法 34 条の 7、10 など)。従業員・使用人の意味ではない。

² 相澤哲(法務省大臣官房参事官)・石井裕介(法務省民事局付)「新会社法の解説(9) 株主総会以外の機関(下)」(「商事法務」No.1745) p.20。相澤哲「一問一答 新・会社法」(商事法務、2005 年) pp.145-146 など同趣旨。

³ 注 1 に同じ。

も明らかではないが、素直に解釈すれば、公認会計士法（例えば 34 条の 21）により監査業務についての業務停止処分を受けた場合は、欠格事由に該当すると考えるのが妥当であるように思われる⁴。

（疑問点 2）新会社法の下では、業務の一部停止だけなら欠格事由に当たらないのか？

この点については、立法担当者から次のような説明が行われている⁵。

（旧商法特例法の下では）監査法人につきその業務の一部のみを停止する処分がなされたときであっても、当該監査法人が会計監査人となっているすべての会社との関係で会計監査人の欠格事由に該当することとなってしまう、特に大規模な監査法人が出現している現状に照らせば、不合理な規律であるとの指摘がなされていた。

そこで、会社法では、公認会計士法の規定による処分により当該会社の計算書類について監査をすることができない者を会計監査人の欠格者とする⁶こととして、現行法（筆者注：旧商法特例法のこと）の実質を基本的に維持することとした上で、当該処分の対象となっていない業務に係る会社の監査との関係では、会計監査人の欠格者とはならないこととしている。

この説明を要約すると、監査法人が業務の一部停止処分を受けた場合に欠格事由に当たるかどうかは、その処分の内容次第ということとなる。

つまり、計算書類の監査業務が処分の対象外であれば、欠格事由には当たらない。しかし、計算書類の監査業務が処分の対象であれば、欠格事由に当たるという趣旨であろうと考えられる。

（疑問点 3）新会社法の下では、所属する社員が受けた業務停止処分は、監査法人の欠格事由に関係しないのか？

この点については、立法担当者から次のような説明が行われている⁶。

（旧商法特例法の下では）監査法人が会計監査人である場合には、その社員のうちに、一人でも「業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者」がいる場合には、当該監査法人全体の欠格事由に該当することとされている。

このような規律についても、多数の公認会計士を抱える大規模な監査法人が存在する現状に鑑みて、酷に過ぎるとの指摘がなされていた。

したがって、会社法では、この欠格事由を削除することとしている。

この説明に従えば、所属する社員が受けた業務停止処分は、直ちに監査法人自体の欠格事由には関係しない、ということになるだろう。

⁴ 理論上は、業務停止処分によって実際に監査業務に支障が生じる場合が欠格事由に該当し、単に業務停止処分が発令されただけでは（例えば、実際に監査業務に支障が生じない時期の業務停止である場合などであれば）直ちに欠格事由には該当しないと解釈する余地もない訳ではない。しかし、本文に示した解釈が素直な読み方であるように思われる。もちろん、最終的には、裁判所・当局の解釈を待つ必要がある。

⁵ 相澤哲（法務省大臣官房参事官）・石井裕介（法務省民事局付）「新会社法の解説（9）株主総会以外の機関（下）」（「商事法務」No.1745）p.20。相澤哲「一問一答 新・会社法」（商事法務、2005年）pp.145-146なども同趣旨。

⁶ 相澤哲（法務省大臣官房参事官）・石井裕介（法務省民事局付）「新会社法の解説（9）株主総会以外の機関（下）」（「商事法務」No.1745）pp.20-21。

ただ、基本的にはその通りであろうが、例えば、所属する社員のほとんどが業務停止処分を受けて、実質的に機能不全に陥った場合などは、監査法人自体に影響が及ぶ可能性も否定できないだろう。

会計監査人が「欠格」とされた場合、発行会社は何をすればよいのか？

(1) 新たな会計監査人を選任するのが原則

会計監査人である監査法人が欠格事由に該当することとなった場合、その時点から会計監査人としての地位を失う、というのが一般的な解釈である⁷。

仮に、監査法人が監査業務についての業務停止処分を受けた場合は、欠格事由に該当するという前提に立てば、業務停止処分を受けた時点からその監査法人は会計監査人としての地位を失うと考えられることとなるだろう。

この前提に立てば、処分を受けた監査法人を会計監査人としていた発行会社は、会計監査人が欠けた状態となり、遅滞なく、新たな会計監査人の選任をしなければならないこととなる（会社法 346 条 4 項、976 条 22 号など）。

会計監査人の選任は、株主総会の決議事項である（会社法 329 条）。従って、発行会社としては、速やかに、臨時株主総会を招集し、新たな会計監査人の選任議案を提出するのが原則的な対応となるだろう。

また、今回のように、業務停止処分が実施（予定）されるのが 7~8 月ということであれば、3 月決算の会社は、（臨時株主総会を開催しなくても）6 月の定時株主総会に新たな会計監査人の選任議案を提出することで対応可能であろう⁸。

(2) 一時会計監査人（仮会計監査人）

臨時株主総会の速やかな開催が困難であるなど、遅滞なく、新たな会計監査人を選任することが困難である場合には、会社は「一時会計監査人」（仮会計監査人）を選任しなければならない（会社法 346 条 4 項）。

「一時会計監査人」（仮会計監査人）とは、会計監査人の欠員を補うために、一時的にその職務を行うもののことである⁹。「一時会計監査人」（仮会計監査人）は、当然、通常の会計監査人と同様の職務・権限を有するものと考えられている¹⁰。

「一時会計監査人」（仮会計監査人）の選任は、監査役（監査役会設置会社の場合は「監査役会」、委員会設置会社の場合は「監査委員会」）が行うこととされている（会社法 346 条 4、6、7 項）。会社は、「一時会計監査人」（仮会計監査人）を選任した場合は、2 週間以内に本

⁷ 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫「新版注釈会社法(6)」(有斐閣、1987年)P.537、前田庸「会社法入門(第10版)」(有斐閣、2005年)p.481など。

⁸ ただし、既に株主総会招集通知を株主に送付している会社の場合、議案の追加が必要となることも考えられる。

⁹ 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫「新版注釈会社法(6)」(有斐閣、1987年)p.557。

¹⁰ 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫「新版注釈会社法(6)」(有斐閣、1987年)P.557、前田庸「会社法入門(第10版)」(有斐閣、2005年)p.487など。

店の所在地において、「一時会計監査人」（仮会計監査人）の氏名又は名称を登記しなければならない（会社法 912 条 3 項 20 号、915 条）。

選任された「一時会計監査人」（仮会計監査人）の任期については、明文の定めは設けられていない。ただ、会計監査人の欠員を補うために、一時的にその職務を行う、という趣旨に照らして、次の株主総会までと解するのが一般的である。

即ち、会社は「一時会計監査人」（仮会計監査人）を選任した後、最初に招集される株主総会において、正式に新たな会計監査人を選任しなければならない。株主総会において、正式に新たな会計監査人が選任された時点で欠員は補充され、「一時会計監査人」（仮会計監査人）は、当然にその地位を失う、というわけである¹¹。

もちろん、その際に「一時会計監査人」（仮会計監査人）自身が、改めて、株主総会によって正式に新たな会計監査人として選任されるというケースも考えられるであろう。

¹¹ 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫「新版注釈会社法(6)」(有斐閣、1987年)P.557、前田庸「会社法入門(第10版)」(有斐閣、2005年)p.487など。